

産業衛生 レポート

No.555

2025年12月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の改正について ～安全対策の強化と特別教育の拡充～

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令
(令和7年10月29日 厚生労働省令第108号)

透過写真撮影業務特別教育規程の一部を改正する件
(令和7年10月29日 厚生労働省告示287号)

労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について
(令和7年10月29日 基発1029第1号)

厚生労働省は「労働安全衛生規則（安衛則）」、「電離放射線障害防止規則（電離則）」と「透過写真撮影業務特別教育規程」を改正し、令和7年10月29日（一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日）から順次施行します。

改正の経緯

令和3年、製鉄所にて製品のメッキ膜厚を検査するためのエックス線装置の点検作業中に、2名の労働者がエックス線照射中であることに気づかないまま、約20分にわたり作業を継続したことにより、大量のエックス線に被ばくし、急性放射線障害を発症する労働災害（国際的な事故尺度における「重大な異常事象」に当たる）が発生した。

本件災害の発生原因として、

- ① 自動警報装置やインターロック（現場に普及しているものの法令上の設置義務なし）について、自動警報装置による周知の措置が作業場所から認識しにくい場所に示されていたこと
- ② インターロックは備え付けられていたが故障した際に無効化したまま長期間修理していなかったこと
- ③ 放射線に被ばくする可能性のある労働者に対して特別教育を受講させていなかったこと

等があげられている。これを受け、同種災害の再発防止を図るため、安全装置の設置及び使用を義務づける等の改正が行われた。

改正の概要

- (1) 工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務の拡大、安全装置の設置義務化、医療用の特定エックス線装置の操作室設置義務化等
- (2) エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務の拡大
- (3) 特別教育の実施対象となる業務の拡大

以下に詳細を記載しますので、ご確認と対応をお願いします。

=====

令和 9 年 10 月 1 日施行

工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務の拡大、安全装置の設置義務化、医療用の特定エックス線装置に関する措置 (電離則第 17 条第 2 項、第 6 項)

■工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大

工業用の特定エックス線装置 (波高値による定格管電圧 10kV 以上の装置) すべてについて、自動警報装置の設置が義務化。

- ・ 従来は、管電圧 150kV 超の装置に自動警報装置の義務があったが、施行後は管電圧 10kV 以上の装置が設置義務の対象となる。なお、医療用エックス線装置は除外される。また、自動警報装置を含む周知の措置は、関係者が確実に認識できる方法でなければならない。

■工業用等の特定エックス線装置の安全装置設置の義務化

工業用等の特定エックス線装置 (主に波高値による定格管電圧 10kV 以上の装置) について、インターロックや安全ロックキー、リミットスイッチ連動の照射停止装置等のよう、意図しない偶発的な被ばくを防ぐフルプルーフのための安全装置の設置が義務化。

- ・ この「安全装置」については、安衛則第 28 条および第 29 条による、有効保持や無効化時の事業者の許可等の義務についても適用される。なお、医療用のエックス線装置は除外される。
- ・ 事業者は、工業用等の特定エックス線装置のフルプルーフのための安全装置を無効化したり取り外したりする場合には、その代替措置が必要。

※今回新たに自動警報装置または安全装置を設置しなければならない工業用等の特定エックス線装置のうち

- ① 既にメーカーが現存しない装置
- ② 改修に必要な図面がなかったり部材が手に入らない装置
- ③ 改修により装置の機能や安全性に問題が生じる装置

については、自動警報装置や安全装置の設置に代わる措置により対応する (経過措置)。

■医療用の特定エックス線装置に関する措置

電離則における医療用のエックス線装置について、医療法施行規則や獣医療法施行規則と同様の被ばく低減措置を、電離則においても義務づける。

- ・ 合わせて、電離則における「医療用」の示す範囲を明確化 (公布日施行)

令和 8 年 4 月 1 日施行または令和 9 年 10 月 1 日施行

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務拡大 (電離則第 47 条、電離則第 52 条の 3)

エックス線作業主任者の職務拡大

■令和 8 年 4 月 1 日施行

自動警報装置の異常時の措置／作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

自動警報装置の異常時には、事業者に使用を止めさせるなどの必要な措置を取る。また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするよう作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮する。

■令和 9 年 10 月 1 日施行

安全装置の有効保持のための点検、その異常時の措置／安全装置を無効化する際の代替措置の確認

エックス線装置の使用中にフルプルーフのための安全装置が有効に動作していることを確認し、またそれら安全装置の異常時には事業者に装置本体の使用を停止させるなどの必要な措置を取らせる。

=====

また点検などの際に安全装置を無効化等した場合に代替措置が適切に行われているか確認する。

■令和 9 年 10 月 1 日施行

改修が著しく困難な装置に関する経過措置の確認

改正後のエックス線作業主任者の職務 (下線部は改正により追加される職務)

- ① 電離則第 3 条第 1 項(管理区域)又は第 18 条第 4 項(立入禁止)の標識がこれらの規定に適合して設けられるように措置すること。
 - ② 第 10 条第 1 項の照射筒若しくはしほり又は第 11 条のろ過板が適切に使用されるように措置すること。
 - ③ 第 12 条各号(間接撮影時の措置)若しくは第 13 条各号(透視時の措置)に掲げる措置又は第 18 条の 2(透過写真の撮影時の措置等)に規定する措置を講ずること。
 - ④ 前 2 号に掲げるもののほか、放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少なくなるように照射条件等を調整すること。
 - ⑤ 第 17 条第 1 項の措置(エックス線装置への電源供給の周知)がその規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。
 - ⑥ **第 17 条第 1 項の措置(エックス線装置への電源供給の周知)に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。**
- (令和 8 年 4 月 1 日から)
- ⑦ **安全装置を点検すること。(令和 9 年 10 月 1 日から)**
 - ⑧ **安全装置に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること(令和 9 年 10 月 1 日から)**
 - ⑨ **安全装置を取り外し又は無効にした場合に、代替措置が講じられていることを確認すること。(令和 9 年 10 月 1 日から)**
 - ⑩ 照射開始前及び照射中、第 18 条第 1 項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。
 - ⑪ 第 8 条第 3 項の放射線測定器が同項の規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。
 - ⑫ 前各号に掲げるもののほか、**労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくする**ように作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。(令和 8 年 4 月 1 日から)

ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務拡大

■令和 8 年 4 月 1 日施行

自動警報装置の異常時の措置／作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

自動警報装置の異常時には、事業者に使用を止めさせるなどの必要な措置を取る。また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮する。

改正後のガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務 (下線部は改正により追加される職務)

- ① 電離則第 3 条第 1 項(管理区域)又は第 18 条第 4 項(立入禁止)の標識がこれらの規定に適合して設けられるように措置すること。
- ② 作業の開始前に、放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の機能の点検を行うこと。
- ③ 伝送管の移動が第 18 条の 4 第 1 号の規定に適合して行われているかどうか及び放射線源の取出しが第 18 条の 3 の規定に適合して行われているかどうかについて確認すること。
- ④ 照射開始前及び照射中に、第 18 条第 1 項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。
- ⑤ 第 17 条第 1 項の措置(照射中の周知)が同項の規定に適合して講じられているかどうか及び第 8 条第 3 項の放射線測定器が同項の規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。
- ⑥ **第 17 条第 1 項の措置(照射中の周知)に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講ずること。(令和 8 年 4 月 1 日から)**
- ⑦ 第 18 条の 2 の措置(作業従事者のいらない方向に照射)を講ずること。
- ⑧ 第 18 条の 4 第 2 号の措置(コリメーター等の使用)を講ずること。
- ⑨ 前 2 号に掲げるもののほか放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少くなるように照射条件等を調整すること。
- ⑩ 作業中、放射線測定器を用いて放射線源の位置、遮蔽の状況等について点検すること
- ⑪ 第 19 条第 1 項の点検(使用後の線源の格納点検)をすること。
- ⑫ 第 42 条第 1 項第 4 号に掲げる事故(放射線源の脱落等)が発生した場合、同条に定める措置を講じ、かつ、当該事故が発生した旨を事業者に報告すること。
- ⑬ 第 42 条第 1 項第 4 号に掲げる事故(放射線源の脱落等)が発生した場合において、放射線源を線源容器その他の容器に収納する作業を行うときは、第 18 条の 10 第 1 項の措置(遮へい等)を講じ、かつ、鉛子等を使用させることにより当該作業に従事する労働者と放射線源との間に適当な距離を設けること。
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、**労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくする**ように作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。(令和 8 年 4 月 1 日から)

=====

令和 8 年 4 月 1 日施行

特別教育の実施対象業務の拡大

(電離則第 52 条の 5、特別教育規程)

■特別教育の実施対象業務の拡大

エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は対象業務が「透過写真撮影業務」に限定されていたが、これらの装置を取り扱う業務全体に拡大した。

ただし、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線またはガンマ線の照射中に労働者の身体の全部または一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置（いわゆるボックス型の装置）※1 を使用する業務は対象に含まれない。

- なお、新たに特別教育が必要となった業務に従事する労働者について、既に改正前の電離則による透過写真撮影業務の特別教育を受けている場合や、他法令による教育を受けている場合は、安衛則第 37 条の規定により、重複する科目を省略できる。

エックス線装置およびガンマ線照射装置取扱業務特別教育規程

科目	範囲	時間
エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識	作業の手順、電離放射線の測定、被ばく防止の方法、事故時の措置	1.5h
エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	エックス線装置を取り扱う業務を行う者にあっては、次に掲げるもの エックス線装置の原理、エックス線装置のエックス線管、高電圧発生器及び制御器の構造及び機能、エックス線装置の操作及び点検	1.5h
	ガンマ線照射装置を取り扱う業務を行う者にあっては、次に掲げるもの ガンマ線照射装置の種類及び型式、線源容器の構造及び機能、放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能、放射線源の構造及び放射性物質の性質、ガンマ線照射装置の操作及び点検	1.5h
電離放射線の生体に与える影響	電離放射線の種類及び性質、電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	0.5h
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	1.0h

※1 いわゆるボックス型の装置について

● 装置の例

ア 「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令の施行等について」

(平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 253 号) 第 3 の 3(6) ア～ウに掲げる装置

ア エックス線照射ボックス付きエックス線装置

外側での実効線量が 3 月間につき 1.3 ミリシーベルトを超えないように遮へいされた照射ボックスの扉が閉じられた状態でなければエックス線が照射されないようなインターロックを有し、当該インターロックを労働者が容易に解除することができないような構造のもの

イ 空港の手荷物検査装置

ウ 工場の製造工程で使用される計測装置等

製品等の出入口は、労働者の手指等が 装置内に入ることがないように 2 重の含鉛防護カーテンで仕切られている、または労働者の手指等が装置の内部に入った場合に放射線の照射が停止するインターロックを有し、かつ当該インターロックを労働者が容易に解除することができないような構造であり、装置の外側での実効線量が 3 月間につき 1.3 ミリシーベルトを超えないように遮へいされているもの

イ 放射性同位元素等の規制に関する法律 (RI 法) 第 12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器及び同

=====

条第3項に規定する表示付特定認証機器（いざれも RI 法第 12 条の 6 に規定する認証条件に従った使用、保管及び運搬をするものに限る

- ボックス型装置等を使用する業務に従事する労働者や、管理区域に一時的に立ち入ってもエックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務には従事しない労働者等、特別教育を要さない者に対しては、労働安全衛生法 第 59 条第 1 項又は第 2 項に基づき雇い入れ時等に行う安全衛生教育等において、放射線の人体への影響、エックス線装置又はガンマ線照射装置の危険性、被ばくを防止するための装置の安全な取扱い、及び安全装置の改造禁止等の禁止事項等について周知させること。

詳細は以下をご確認ください。

- 省令 [令和7年厚生労働省令第108号\[213KB\]](#)
- 告示 [令和7年厚生労働省告示第287号\[91KB\]](#)
- 通達 [労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について\(基発1029第1号\).pdf](#)
[労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について\(基安労発1029第4号\).pdf](#)
- 厚生労働省ホームページ [電離放射線障害防止対策について | 厚生労働省](#)
- リーフレット [\[令和7年10月29日\]電離放射線障害防止規則等の改正について～安全対策の強化と特別教育の拡充～\[332KB\]](#)
[\[令和7年10月29日\]作業主任者の職務が追加されます～電離放射線障害防止規則等の改正～\[310KB\]](#)
[\[令和7年10月29日\]特別教育の対象業務を拡大します～電離放射線障害防止規則等の改正～\[271KB\]](#)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令 ～皮膚等障害化学物質について告示で規定～

(令和 7 年 11 月 18 日 厚生労働省令第 113 号)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年 厚生労働省令第 113 号）及び皮膚等障害化学物質を規定する告示（令和 7 年 厚生労働省告示第 301 号）が令和 7 年 11 月 18 日に公布及び告示された。

改正の要点

- (1) 事業を廃止しようとするときのがん原性物質に係る対象記録等（健康診断の個人票、作業の記録等）の所轄労働基準監督書への提出
- (2) 皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚刺激性有害物質については、事業者が SDS の作成やリスクアセスメント等を行うための十分な準備期間を設けるため、有害性の分類がなされた時期を含め、厚生労働大臣が定めることとした

施行期日 令和 8 年 1 月 1 日

詳細は以下をご確認ください。

- 省令 [労働安全衛生規則の一部を改正する省令\(厚生労働省令第113号\).pdf](#)
- 告示 [皮膚等障害告示\(厚生労働省告示第301号\).pdf](#)
- 通達 [労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について\(基発1118第1号\).pdf](#)
[皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について.pdf](#)